

清代の秀女選抜制度について

中央民族大学 趙 令志
Zhao Lingzhi

趙令志先生の紹介

趙令志先生は、2005年度の現代アジア研究所の招聘研究員として来日され、特別セミナーや講演会等において発表されるなど、活発に研究活動を行われた。

趙先生は、北京の中央民族大学歴史系副教授であり、これまで主として、清代の満族史の研究にたずさわってこられ、『清前期八旗土地制度研究』で博士号を取得された。現在は、211工程重点項目の「清代民族宗教政策・東北部分」、教育部中国少数民族研究中心項目の「少数民族地区歴史文化旅遊資源開発」、国家民族委員会科研項目の「西部生態資源保護与開発」、北京市社会科学規画項目の「北京市志・民政志」などのプロジェクトに参加し、精力的に研究に取り組んでおられる。

(岡田 宏二)

清代の秀女選抜制度とは、朝廷が八旗と内務府三旗より未婚女子を選抜し、宮廷内に仕えさせるという制度であり、その主な目的は以下の二点にある。第一は、「内廷の主位を備え、或いは皇子・皇孫のために拴婚し、或いは親・群王及び親・群王の子のために指婚す」というものであり、第二は、内廷での使用に供せるというものであった。このような制度は、自ずと諸民族の未婚女子を統制していくことになる。最初に皇族が選抜をおこない、選ばれなかった残りの者には自ら嫁ぎ先を決定させることを許した。この制度は、清朝の入関後間もなくして定例となり、その後約200年にわたって実施されたのである。以下本稿では、清朝による旗人の婚姻に対する管理体制、及び秀女選抜制度の変遷とそれが旗人社会に与えた影響等の問題を検討

し、当該制度の施行状況について若干の考察をおこないたい。

一. 清朝による旗人の婚姻に対する管理体制

清朝は入關前において、八旗の婚姻を厳しく管理していた。また貧困によって妻を娶ることができない者を配偶させ、八旗の王朝への忠誠心を養い、且つ子孫の反映を図り、八旗貝勒（beile）の属人を増やそうとした。入關後、旧来の八旗管理体制を基礎として、秀女選抜制度の円滑なる施行を保つよう、いくつかの手段によって厳格に旗人の婚姻問題を管理しようとした。

(1) 人丁冊

八旗組織とは、単なる軍事組織ではなく、

行政・経済生産等の機能を有するものであつた。とりわけ、その基層組織をなす牛录(niru)は社会機能が突出していた。この点については、牛录章京 (niru i janggin、漢語では「佐領」) の職責から十分にその証を看取することができる。入閥後における牛录章京の主な職能は、壯丁の編審・戸口の調査・田宅の登記・悪党の稽査・武芸の振興・差遣への兵丁派出・収支欠損分の追納・属人の教育・秩序の維持・結婚の管理・賞賜品の分与・旌表建坊等であり、行政に関わるものが主であった。壯丁の編審・戸口調査においては、比丁冊と該牛录の戸口冊を掌握していた。比丁冊とは、八旗が供出することができる披甲 (uksin) の男丁の戸籍を記載したものである。規定に従つて三年に一度八旗男丁を調査し編纂したが、この作業を「比丁」と呼んだのである。合格した壯丁は冊子中に記入されることになる。冊子中には壯丁三世代の履歴や出身などを明記し、新規採用者を収録し、退職者は除かれた。各佐領は比丁冊を二部作成せねばならず、官印を捺した後、一部を戸部へ呈送し、一部を所属する旗に送付した。このほか、各牛录ごとに戸口冊が存在した。牛录の人口状況を詳細に記録するものであり、旗人戸口を取り消すなどのことは、すべて佐領の手に握られていたといえる。また、雍正年間の規定には、八旗滿洲自大臣官員下至閑散人等、生有子女、俱令満月之後呈報佐領註冊、至十歳時由佐領・參領呈報都統註冊^①。とあり、旗人は子女の誕生後満一月が経たら、戸口冊に登録する必要があったことがわかる。各牛录には戸数の制限があり、したがって佐領は、自らの牛录内にいる婚期の女性に関し

て、まさに周知していたのである。

(2) 厳格な管理と私婚の禁止

八旗の内部には、極めて厳格な隸属的人間関係が存在していたが、それは婚嫁において如実に体現されるものであった。すなわち、主人一属人間の婚姻には徹底的な統制が加えられていたのである。例えば、天聰九年(1635年)三月の規定として、次のような記述が見られる。

凡章京及其兄弟・貝勒家丁・壮大・摆牙喇 (bayara 後代の「護軍」)・驍騎校之女或孀婦、須先稟報部員、俟部員問准諸貝勒後、方可出嫁。倘非經問准、私自出嫁、則必罪之。至若伊爾根 (irgen) 小民之女或孀婦、須問准牛录章京後、方准嫁。……其專管牛录及內牛录皆如此^②。

つまり、官員の女子は諸貝勒の許可を得てから婚姻が可能であり、一方で一般旗人の女子は牛录官員に報告し批准されてから嫁出することができたのである。このような管理体制は清朝後期まで遵守され、その後順次改定されることになった。

また入閥後、清朝は秀女選抜制度の円滑なる施行を保つため、次のような規定を定めた。未經閱看之女子及記名女子私相聘嫁者、自都統・參領、佐領及本人父母・族長、皆分別議処。有殘疾不堪入選者、由族長・領催・驍騎校・佐領具結呈報都統、声明由縁、咨戸部奏聞^③。

八旗内の十三歳以上の女子すべては、必ず秀女選抜を経なければならず、選ばれなかった者は自由に結婚することができた。乾隆帝・嘉慶帝も度々八旗に伝諭し、

① (光緒)『大清会典事例』卷一一三、八旗都統三、戸口。

② 閔嘉祿等訳『天聰九年档』(天津古籍出版社、1987年) 38-39頁。なお、『清太宗實錄』卷二十三、天聰九年三月庚申条にも類似する記載が見られる。

③ (光緒)『大清会典事例』卷一一四、八旗都統四、戸口。

我朝定例、八旗秀女、必俟選看後、方准聘嫁。凡在旗人、理宜敬謹遵行。……著交戸部通行伝諭八旗、所有未經選看之秀女、斷不可私先結親、務須遵例於選看後、再行結親聘嫁^④。

著通行曉諭八旗及内務府三旗、嗣後未經選過秀女私行字人者、著永行禁止^⑤。

と厳命している。もしも勝手に結婚するようなことがあれば、それは無効と見なされ、規定に従って離縁させられた。甚だしきは財産を没収し、その一家を「辛者庫に入れて為奴となす (sin jeku jeter aha)」こともあった。また、隠匿者に対しては、

別經發覚、隐瞒之人系官革職、系平人交刑部治罪。族長及該管官・領催等、分別知情・不知情、議處治罪^⑥。

という罰則が適用された。特に、内務府三旗の佐領・管領管下の人々は、皇族の世僕たる身分であったため、その婚姻はさらに厳しく管理されていた。すなわち、順治十八年(1662年)の規定に、

凡佐領・管領下之女子・寡妇、倘違禁不報知佐領・管領・領催等、私将其嫁給旗民、則將女子父母及娶者一併治罪、並將已嫁之女子・寡婦抽回充為内奴^⑦。

とあることからもわかるように、その罪は密に結婚した男子の父母のみならず、嫁いだ女子にも及んだのである。

(3) 「紅事銀」の賞賜

順治・康熙年間、しばしば八旗兵丁のために銀両を賞賜し、それによって結婚を全うさせたという記載が見られる。雍正元年(1723

年)以降、「紅事銀」(結婚祝いの銀両)を賞賜することが定例となつたが、それは凡そ以下のようなものである

八旗護軍校・驍騎校・前鋒・護軍・領催等、喜事似給銀十両……馬甲等喜事似六両……歩兵及食一両錢糧執事人等、喜事似四両^⑧。

また、北京駐留の禁旅八旗の満洲・蒙古・漢軍官兵らは、結婚する場合、佐領・驍騎校・領催・族長よりきちんと保証人を立てて、その旗の都統に報告すれば、内務府の財庫にある銀両の内より「紅事銀」を支取した。一方、全国各地に駐留する駐防八旗については、雍正七年(1729年)の上諭に、

外省駐防之満洲・漢軍兵丁等、亦當一体加恩。江寧・杭州・西安・京口・荊州・廣東・福建・寧夏・右衛共九處、每處銀二萬両。天津・河南・潼關・乍浦・成都共五處、每處賞銀一万両、俱著於布政司庫内支給、交与該將軍、副都統等公同存貯、營運生息。如該處駐防兵丁家有吉凶之事、將息銀酌量賞給、以濟其用^⑨。

と記されている通りであった。なお、上諭中に見える駐防八旗の「酌量」の額とは、禁旅八旗と相等しいものである。この上諭が発せられて以降、駐防八旗の官兵も同様に「紅事銀」を得ることができるようになった。

そのほか、ある特別な状況下においては、さらに額を増して支援金が賞賜されることもあった。例えば、乾隆二年(1737年)に次のように諭令されている。

今思婚姻以時、王化所重、怨女曠夫、宜加優恤。現在八旗、内務府兵丁・閑散人

④ 『清高宗実録』卷一四六、乾隆六年七月己巳条。

⑤ 『清仁宗実録』卷四二、嘉慶四年四月庚子条。

⑥ 『欽定中枢政考』卷三。

⑦ 関嘉祿等訳「黒図档中有關莊園問題的滿文档案文件匯編」『清史資料』第五輯(中華書局、1984年)23頁。

⑧ 『上諭旗務議覆』卷一、『四庫全書』(上海古籍出版社影印文淵閣本)413-317。

⑨ 『上諭八旗』卷七、『四庫全書』(上海古籍出版社影印文淵閣本)413-211。

等内、男女有年二十八歳以上、或已經締姻、力不能嫁娶。或因家計貧乏、並未及議婚者、著每名賞銀十五両、以完其婚姻之事。其内務府壯丁有似此者、著賞銀七両^⑩。

この諭令の内容は後に定例となり、すべての旗人が結婚できるよう図られた。このように、清朝は旗人の婚姻に対して経済的な保証をおこなったが、実はそれは八旗の人口を管理するための重要な鍵であり、且つ旗人の婚姻を統制する手段の一つだったのである。

以上に述べたような八旗の婚姻を管理する措置とは、秀女選抜制度の重要な一部分であり、また秀女の選抜を正常に実行するための前提だったといえるであろう。

二. 秀女選抜制度の変遷

清代におこなわれた秀女の選抜は、八旗女子の閲選と内務府三旗の女子の閲選との二つの系統に大別される。前者は三年に一度実施され、後者は毎年一度であった。また、この両者の間には、選抜の目的においても相違が存在した。前者は、皇帝の妃・嬪・貴人・常在・答應や、皇子・皇孫及び親王・郡王、さらにはその子孫ら宗室近支の福晉（fujin）を選定する目的を有していた。これに対して後者は、ただ内廷での使用に備え得ればよかつたのであり、両者の間には選抜過程や制度上の変遷にも差異が確認できる。

(1) 秀女選抜制度の変遷

八旗内の秀女選抜の過程に関しては、『大清会典』に明確な記載が見られる。

順治年間定。八旗満洲・蒙古・漢軍官

員、另戸軍士、閑散壯丁秀女、每三年一次、由戸部行文八旗二十四都統、直隸各省八旗駐防及外任旗員、將応閱女子年齢、由參領、佐領、驍騎校、領催及族長、逐一具結呈報都統、会咨戸部。戸部奏准日期、行文到旗、各具清冊、委參領・佐領・驍騎校・領催・族長及本人父母或親伯叔父母兄弟之妻、送至神武門、依次序列、候戸部交内監引閱。有記名者、再行選閱。不記名者、聽本家自行聘嫁。如有事故不及与選者、下次補行送閱^⑪。

つまり、八旗の正戸並びに另戸の女子は、必ず八旗官員の戸部への報告を経て、八旗の下級官員と本人の近親が伴い、あらかじめ決められた地に連れて来て閲選に供せねばならなかった。そこで認められた者は記名登録し、さらに閲選を続けることができた。認められなかった者は「撂牌」と呼ばれ、牛录の下級官員の同意を得て、自ら嫁ぎ先を決定することができた。

さて、「指婚」されるためには、さらにもう一度選抜を受け、且つ適当な男子がいなければならない。記名登録されただけで、そのまま皇家・宗室の福晉となれるわけではなかったのである。なお、記名登録後、内帑より恩養の銀両が賞給されるのが例となっていた。雍正五年（1727年）の規定では、

被記名之三品以下官員之女、毎月賞銀一両、如記名過五年退出名者、著加恩賞銀二十両、在五年内退出名者、停其毎月賞銀。と定められている。以上から、たとえ一度閲選を通過したとしても、なおその後「撂牌」となる可能性があったことを知ることができよう。もちろんその期間が何年であろうと、「撂牌」されるまでは勝手な結婚は許さ

⑩ 『清高宗実録』卷三九、乾隆二年三月丁巳条。

⑪ (光緒)『大清会典事例』卷一一四、八旗都統四、戸口。

れなかった。また、閲選に参加できなかつた者は、次回まで少なくとも三年間待たねばならず、このため旗人の中には大勢の婚期を過ぎた未婚女性が出現することになった。

清代、選ばれた秀女の中で、「主位」までのぼりつめることができた者は多くない。その中で最も名が知られているのが、康熙帝の良妃と慈禧太后（西太后）である。両者はともに皇子を産んだことで尊貴に遇せられた。良妃衛（魏）氏は康熙帝の第八皇子胤禩を生み、彼が親王に封ぜられた後、妃の列位に至ることができた。慈禧は入宮時に貴人に封ぜられ、咸豐帝の寵愛を得て嬪となり、さらに皇子載淳を生んだことで妃にのぼった。同治帝が即位すると太后として尊じられ、四十余年にわたり朝政を握った。皇宫に入った秀女の多くは嬪・貴人・常在・答應等に封じられており、もし皇子を生むことができたら、昇格することはできた。しかし、彼女たちが巡りあう好機は限られており、実際皇子を生んだ者はごく僅かだったといふ。大多数選ばれた者の大半は宮中に留まることができず、皇帝や太后の「指婚」（満洲語でsargan obume jorimbi）を待つ、宗室の近支へ嫁いでいったのである。

選ばれた秀女のほとんどは皇族に嫁ぐことになつたため、康熙年間には秀女の血縁問題が注意されるようになった。

閲選秀女特、有系後族近支、及母族系宗室・覺羅之女者、均声明^⑫。

このように、清朝は「指婚」時に近親者同士の婚姻を防ごうとしたのである。以後、歴代の各皇帝はこの問題をさらに重視していたようだ、乾隆七年（1742年）には次のように

諭令されている。

嗣后挑選秀女、遇有皇太后・皇后之姊妹、親弟兄之女、親姊妹之女記名者、著戶部奏聞、撤去記名。至嬪妃等姊妹・親弟兄之女、親姊妹之女有記名者、著内務府告知首領太監奏聞、永著為例^⑬。

このように、皇太后・皇后の姉妹、親兄弟の女子、親姉妹の女子を閲選の対象から除外されたのである。嘉慶年間に至つて、嬪以上の親姉妹は決して選出してはならず、またその親兄弟の女子、親姉妹の女子は、別に一班をつくって単独で選出せねばならないと規定した。血縁問題の考慮により、選抜対象の範囲は不斷に縮小していったのである。

乾隆年間に至り、八旗の人口が増加するにつれ、さらに秀女を閲選する範囲は縮小していった。これは既に体勢の向かうところであり、朝廷による八旗の婚姻に対する管理が、一定の範囲内において次第に弛緩していくことを示している。入閏後、秀女選抜制度を定めた際、閲選者は「八旗滿洲・蒙古・漢軍の官員、另戸の軍士、閑散の壯丁の秀女」と規定されており、八旗の奴僕を除き、あらゆる旗人が範疇にあった。ところが、乾隆八年（1743年）に次のような上諭が下された。

選秀女時、外任旗員之女、若概令送京閲看、路途遙遠、不免往返跋涉之勞。嗣后外任文官同知以下、武官遊擊以下之女、停其閲選^⑭。

この上諭で対象外とされたのは、地方赴任中の官員中、武職從三品・文職正五品以下の旗人の女子である。赴任中であっても高官はなお閲選の義務を有したが、都統・副都統を除く駐防旗人は秀女を選んで送る義務はなく

^⑫ 同上。

^⑬ 『清高宗實錄』卷一七二、乾隆七年八月辛卯条。

^⑭ 同上、卷二〇五、乾隆八年十一月庚子条。

なったのである。当該時期、全国各地に駐防する旗人の披甲数は、全披甲の約半数を占めていた。すなわち、披甲の半分がもはや閲選への参与を許されなくなったといえる。

嘉慶年間、清朝は在京の禁旅八旗の閲選範囲にも調整を加えた。嘉慶十一年（1806年）に定めた規定として、

嗣後備選女子、八旗汉军文职自笔帖式以上、武职自驍騎校以上官員之女一体備選、其兵丁之女不必備選^⑯

があり、在京八旗漢軍の兵丁の女子も閲選に参加できなくなったことがわかる。さらに嘉慶十八年（1813年）には、次のように命じている。

現在八旗滿洲・蒙古応行挑選女子人数漸多、下届挑選時、除八旗滿洲・蒙古女子自護軍・領催以上女子仍照旧備選外、其各項拝唐阿（baitangga執事人）・馬甲以下女子、著不必備選。著為令^⑰。

このように、八旗滿洲・蒙古の一般兵丁の女子も閲選から除外された。道光初年編纂の『戸部則例』からは、清後期の秀女選抜の範囲に関し、以下の如き状況を知ることができる。

1. 禁旅八旗（滿洲・蒙古）：護軍・領催以上の女子は旧例通りに備選する。拝唐阿・馬甲以下の女子は備選しない。
(漢軍)：文職は筆帖式（bithesi）以上、武職は驍騎校以上の女史は備選する。兵丁の女史は備選しない。
2. 駐防八旗：文職は同知以下、武職は遊擊以下の女子は備選する。それ以下は備選しない。

3. 盛京旗人：副都統以上の女史は選送する。以下の官員・兵丁の女史は備選しない。もし該副都統が禁旅八旗からの補放した者でなければ、その女子も選送しない。
4. 関外各屯莊に居住する満洲閑散人らの女子は備選しない。
5. 開戶：別に档案に記してある人の女子は備選しない。

事実、以後選ばれた秀女は、すべて一定の身分を有した官員の女子だった。良好な教育環境の下で育った彼女たちは、「内廷の主位を備え、或いは皇子・皇孫のために拴婚し、或いは親・群王及び親・群王の子のために指婚す」という目的に、さらに適うことになったといえよう。

(2) 内務府三旗の秀女選抜制度の変遷

内務府三旗の秀女は、主に内廷の使役に備えることが目的である。このため、その閲選は「選宮女」ともいわれた。宮中では使用に供する秀女が大量に必要であり、清廷は后妃に奉仕する宮女の定員を、

皇太后宮十二名、皇后宮十名、皇貴妃位下八名、貴妃位下八名、妃位下六名、嬪位下六名、貴人位下四名、常在位下三名、答應位下二名^⑱。

と定めていた。また、一定の訓練を受けて、宫廷内の典礼・筵宴など各種儀礼における女官となる者もいた。例えば、慈寧宮の筵宴には、引礼女官・尚茶女官・進茶女官・司茶女官・尚膳女官・司爵女官等があり、また宫廷の祭祀儀式においては、相儀女官・伝贊女官・

⑯ (光緒)『大清会典事例』卷一一四、八旗都統四、戸口。

⑰ 同上。

⑱ 『国朝宮史』卷八、典礼四、宮規（北京古籍出版社、1994年）138頁。

司香女官・司楽女官・司爵女官・司帛女官・司拝褥女官・奉福胙女官等がいた。これらの女官の多くは特殊技能を有する宮女であった。宮女の需要量は極めて大きく、そこで内務府三旗に対する秀女選抜の実施は一年に一度とされたのである。選ばれて入宮した者は、宮中内に10年ほど仕え、二十五歳に至ると宮中を出て結婚することが許された。

さて、順治十八年（1661年）、以下のような奏請が議准されている。

凡内務府佐領下・内管領下女子、年至十三、該佐領内管領造冊送会計司、呈堂会奏、交總管太監請旨引閱^⑯。

凡一年一次引選内務府秀女、届期由内務府奏請日期、奉旨後、知会宮殿監、宮殿監奏請引看^⑰。

内務府三旗における秀女選抜は、すべて内務府が責任を負って処理し、その実施範囲は内務府各佐領・管領の管下にある人々ばかりでなく、内務府各皇莊・園・戸に属する莊頭や壯丁らをも含んでいた。ただし、在外にある莊園などの地の秀女であれば、先に官員たちの検分を経て記名登録しておけば、京城に赴くことができた。このことは、以下に挙げる記録にも確認できる。

会計司属下莊頭・都虞寺属下牲丁・營造司属下納煤漢人・掌儀司属下果園園頭・三旗銀丁管理處属下銀莊莊頭・投充漢人、及此等名下額丁、三年派員比丁一次、比丁時悉將女孩查明入档、至十三歲後、派出官員驗看。入俊美者記名、於選三旗包衣佐領下女孩時送来京城、一並驗看。未入俊美者除名^⑱。

ただし、実際上の制度施行にあっては、わざわざ官員を派遣して検分に行かせることは稀で、初步的な閲選等の事務処理は、当地で莊園等の事務を管理する佐領がおこなったようである。先ず佐領が名前を登録してから、それを内務府総管に送付し、再び閲選がおこなわれたのである。

これら莊園は、京畿附近の莊園だけでなく、東北地区盛京における内務府所属の各種莊園も含まれていた。ただし、遠隔地であるため、盛京の内務府各莊園には重い負担となつた。そこで雍正十三年（1735年）に上諭を奉じて、盛京・打牲烏拉等処、居住寫远、往返維艱、嗣後停其選女子、莊頭・壯丁之女、亦停其揀選。原記名者並除之^⑲。

とされ、盛京の内務府莊園等は秀女選抜制度から除外される結果となった。

内務府所属の包衣旗人は、皇帝の家奴・世僕であるが、なかには皇帝との親密な関係を有していたため、重用される者もおり、官として尚書・督撫までのぼる者もいた。内務府所属の旗人の性質は非常に複雑であり、官員もいれば、また貧民もおり、それぞれ身分を異にする奴僕だった。したがって、内務府旗人を一概に奴僕と見なし、「包衣（booi）」という語を家奴と同様のものと見なすことは、正確ではない。内務府の秀女選抜においても、実際は官員の女子と一般佐領・管領・莊頭の属下の女子との間には区別が存在していた。すなわち、乾隆八年に以下のように規定されている。

閲看女子時、内務府三旗所属外任文武官之女、概令送京閲看、路途遙遠、不免往

⑯ (光緒)『大清会典事例』卷一二一八、内務府四九、雜例。

⑰ 『国朝宮史』卷八、典礼四、宮規、149頁。

⑱ 乾隆三年「佐領八格等為報十三歲女孩數目以備選秀女事呈內務府摺」『盛京内務府糧莊档案匯編』(遼瀋書社、1993年) 441-442頁。

⑲ (光緒)『大清会典事例』卷一二一八、内務府四九、雜例。

返跋涉之勞。嗣後外任文官同知以下、武官遊擊以下之女、停其閲選^㉒。

これ以降、内務府に属しつつも各地に赴任している官員の秀女選抜の範囲が、八旗のそれと同様になったことを知ることができる。

繰り返しになるが、内務府の秀女選抜制度の目的は、内廷の使役に供することにある。清初においては、たとえ内務府の官員一族の女子であり、いかに高い地位にあったとしても、一旦宮中に入れば、直ちに妃・嬪・貴人・常在・答応の仕女となった。このため宮中において重臣の女子が身分の低い妃・嬪らの仕女になるという現象が生じた。このため、雍正七年（1729年）六月、雍正帝は内務府総管に対し、

爾等留心切記、嗣後凡挑選使令女子、在皇後・妃・嬪・貴人宮内者、官員世家之女尚可挑入。如遇貴人以下挑選女子、不可挑入官員世家之女、若系拌唐阿・校尉・護軍及披甲・閑散人等之女、均可挑入^㉓。と命じ、官員の一族の秀女が使用人身分になることを制限し始めた。乾隆朝以降、内務府官員の女子、及び妃・嬪・貴人等の姉妹或いは親兄弟の女子は、使女に選ばれることがなくなり、その多くが「官女子」として、女官や皇太后・皇后・貴妃・妃等の使女に充てられることになった。

一般佐領・管領・莊頭に属する者の女子が選ばれると、10年ほど宮中に仕えねばならず、進んで女子を出そうという者は少なかつた。彼女たちは、宮中において「家下家女」と呼ばれ、その待遇はとても低く、一日に「白

老米七合五勺、隨時鮮菜十両、黒塩三錢」^㉔が銀換算で支給されるのみだった。また、使女の規矩は厳しく、主人の部屋のカーテンを巻かぬまま勝手に中に入ったり、食事を運ぶ際、主人の面前に至る前に蓋を開けてしまったりしたら、首をはねられた。このほかにも、例えば、身に着けている浅藍色の布掛けに勝手に装飾等を施すことは禁じられ、仰向けではなく横向きで寝なければならなかった。さらには、一人で勝手に出かける、走り回る、主人を正視する、妄りに騒ぎ立てることなどが禁じられていた。罪に触れてしまった者は、軽ければ罰を受け、重ければ殴打され、死に至ることすらあった。彼女たちは気を忍んで声を呑み込み、日々苦しみながら出宮の日が来るのを願ったことであろう。

三. 秀女選抜制度の旗人社会への影響

清前期の秀女選抜制度は、八旗と内務府三旗に属する正規の旗人全員を対象とし、旗人社会に対しかなり大きな影響を及ぼしたといえる。その影響とは、特に経済・風紀・結婚年齢の問題に関わるものである。

(1)経済：清政府は、八旗の秀女に食事と車代の銀両を支給する場合は戸部より、また内務府の秀女に食事と車代の銀両を支給する場合は広儲司より支給する^㉕、と規定していたが、結局のところこれはどちらも国家の負担と見なすことができる。実際賞賜の額には限度があり、乾隆六年には、

嗣後閲看女子、無論大小職官・兵丁、每

㉒ 同上。

㉓ 『内務府現行則例』卷三、会計司。

㉔ 『国朝宮史』卷十七、经费一、日用、402頁。「官女子」の待遇は、およそ「家下家女」より高く、毎日「猪肉一斤、白老米七合五勺、黒塩三錢、隨時鮮菜十二両」を得ることができた。

㉕ 『国朝宮史』卷八、典礼四、宮規、149頁。

㉖ (光緒)『大清会典事例』卷一二一八、内務府四九、雜例。

女子賞車価銀一両²⁷

と定められた。まさに焼け石に水とでもいうべきで、そのほかの費用は自弁せねばならず、旗人にとって相当の負担になったと思われる。多くの者が経済的に困難な状況にあり、隠匿せざるを得ず、報告をおこなわなかつた。その原因の多くが、

因路途遙遠、受累不起而隠匿未報是実²⁸。

というものだった。清の中葉、八旗の生計に危機が生じた際には、同様の原因を理由とする者がさらに増加したと考えられる。このように、秀女選抜制度とは、旗人に大きな経済負担を与えた問題なのであるが、これまで歴史研究者の俎上にのぼることはほとんどなかつたといえよう。

(2)風紀：八旗の女子が秀女に選ばれた後、後宮に「主位」たるべく、或いは皇族・宗室に取り入ってその者と結婚すべく、多くの旗人の間に、高貴な人々に取り入って栄達を試みんとする風紀が生まれた。なぜなら正規の旗人の女子には、みな秀女に選ばれる機会があり、さらに皇帝一族と婚姻関係を結べば、その家族は巨額の財を得ることができたのである。もし妃・嬪・旗人・常在・答応に列位し、さらに皇帝の親たる国戚となれば、その家族は万幸の境地を得ることができた。『紅樓夢』に登場する元春は、貴人となっただけであるが、賈氏一族への影響の大きさは明らかである。これは、秀女に選出後における栄達の速さとその一族に及ぶ恩典の状況を描いているといえよう。このため、多くの旗人の家では娘を甘やかし、秀女選抜の前にあっても、祖宗や長輩に向かって叩頭・跪拝させず、兄弟

たちはそれに対し相応の礼を払わねばならなかつた。

(3)結婚年齢：乾隆初年、秀女の選出に際するものとして、次のように定められた。

遇有事故、不得閲選、俟下次閲選。其未經閲選者、雖至二十余歲、亦不准私行聘嫁。有違例不待閲選即行聘嫁者、該旗都統査參、照例治罪²⁹。

八旗の秀女選抜は三年に一度実施され、もし何らかのミスで参加できなかつた場合は、三年後の閲選を待たねばならなかつた。ミスが重なり、二十歳を越えても嫁げぬ者や、また記名登録後、数年を経ても「指婚」されず、皇恩を待つ者などもいた。このため旗人の家庭に大勢の未婚女性が存在することになつたのである。旗人は民人と通婚できないという定例にしばられ、旗人の男子はさらに大きな影響を受けた。秀女選抜の影響により婚期を逸し、適齢期を過ぎてもなかなか結婚することができない「怨女曠夫」を、旗人社会に生み出すことになつた。まさに秀女選抜制度とは、族人間での婚姻を企図して婚姻の権利権を制御しようとしたものであり、諸民族間の婚姻の権利を犠牲にした典型例だったといえるであろう。

²⁷ 康熙三十三年「盛京包衣佐領三官保等為報查問莊丁隱匿諸女緣由事呈內務府摺」『盛京内務府糧莊檔案匯編』150頁。

²⁸ (光緒)『大清會典事例』卷一一四、八旗都統四、戸口。